

津野町移住支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津野町への移住促進を図るため、移住に要する経費の一部を補助する津野町移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、津野町補助金交付規則（平成17年津野町規則第36号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者とは、町内に住所を有して原則として1年を経過しない者で県外に1年以上居住していたもの。
- (2) 移住希望者とは、町内に住所を有していない者で県外に1年以上居住しており、本町に住所を移し定住する意思のあるもの。

(補助事業)

第3条 次の各号に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、町長が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 空き家荷物整理事業
- (2) 移住引越支援事業

(補助の対象等、補助対象経費、補助金及び補助率)

第4条 補助対象者、補助対象経費、補助金及び補助率は別表1のとおりとする。

(補助金交付の要件)

第5条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 空き家荷物整理事業において住宅を借り受ける者が空き家の荷物整理・運搬を行う場合は、借家契約が締結されており、住宅所有者あるいは荷物所有者の同意について確認、承諾が得られていること。
- (2) 空き家荷物整理事業においては補助事業終了後5年間は居住用住宅とすること。
- (3) 空き家荷物整理事業においては補助事業終了後、直ちに居住の用に供しない場合、若しくは前号の期間内に事情により空き家状態になった場合は、本町の空き家情報として登録すること。
- (4) 空き家荷物整理事業においては、2親等以内の者が入居するものでないこと。
- (5) 移住引越支援事業について、5年間は津野町に居住する意思のあるもの。
- (6) 世帯員全員に町税、高知県税の滞納がないもの。
- (7) 補助金に係る収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(8) 補助事業の実施に当たっては、津野町暴力団排除条例（平成23年津野町条例第9号）第2条第1号及び第2号に該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添付して補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 空き家荷物整理補助金

- (1) 見積書
- (2) 計画の内容の分かる資料（現況写真（荷物状況等））
- (3) 空き家の位置図
- (4) 当該住宅に居住しようとする者全員の住民票（所有者申請の場合は除く。）
- (5) 町税等納付状況調査同意書
- (6) 補助対象者であることを証明するもの
- (7) 荷物の処分についての住宅所有者及び荷物所有者の同意書
- (8) 誓約書（様式第2号）

3 移住引越支援補助金

- (1) 引越業者の領収書
- (2) 引越し状況の分かる資料（荷物運搬写真、運搬品リスト等）
- (3) 対象となる者の住民票（世帯の場合は世帯員全員の住民票）
- (4) 町税等納付状況調査同意書
- (5) 県税の完納証明書
- (6) 補助対象者であることを証明するもの（戸籍の附表等）
- (7) 誓約書（様式第2号）

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けた時は、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする（様式第3号）。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止
- (2) 補助金額の増額又は補助金額の20%を超える減額
- (3) 事業内容の重要な部分の変更

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第5号）により、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月20日のいずれか早い

日までに町長に報告しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該事業にかかる経費の領収書の写し
 - (2) 補助事業の内容が分かる資料（写真等）
 - (3) その他町長が必要とする書類
- 3 移住引越支援補助金の実績報告については、第6条の規定による補助金の交付の申請をもって代えるものとする。

（補助金の確定及び交付）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を決定し、補助事業者に平成29年度津野町移住支援補助金交付確定通知書（様式6号）により通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保の供にしてはならない。ただし、町長が補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他町長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

（交付決定の取消し）

- 第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。
- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
 - (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
 - (4) 補助事業を中止したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行し、同年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

	空き家荷物整理事業	移住引越支援事業
補助対象者	<p>(1) 空き家へ転居又は転入する者 ただし、空き家の所有者と2親等以内の者を除く</p> <p>(2) 前各号に該当する者に空き家を貸与しようとする空き家の所有者</p>	<p>(1) 移住者又は移住希望者で5年間は津野町に居住する意思のあるもの。ただし、引越支援において他の補助事業の対象となるものは除く。</p>
補助対象経費	<p>転居又は津野町へ転入する者が居住するための空き家の荷物の整理及び処分に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分料 ・車両借上げ料（道路運送法第80条第1項に定める許可を受けた業者から貸与するもので、個人からの貸与は除く） ・委託料（一般廃棄物処理許可業者に委託した場合） <p>以下に該当するものは対象外とする</p> <p>(ア) 家電リサイクル料</p> <p>(イ) 他の補助金の対象となるもの</p>	<p>移住者又は移住希望者が引越業者（貨物軽自動車運送事業の届出又は貨物自動車運送事業法第3条の許可を受けている者）に委託して津野町内へ引越すために要した経費</p> <p>以下に該当するものは対象外とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不用品の処分費 ・自らレンタカーを借りて引っ越した場合、親族や友人に頼んで引っ越した場合に要した費用
補助率及び補助限度額	<p>補助率 10/10</p> <p>補助金上限額 10万円（1,000円未満は切り捨て）</p>	<p>補助率 1/2以内</p> <p>補助金上限額 10万円（1,000円未満は切り捨て）</p>